

令和 7 年度
海南市移動販売導入支援事業補助金
募集要領

問い合わせ先 海南市役所市民交流課
073-483-8455 siminkoryu@city.kainan.lg.jp

令和 7 年 7 月
海南市

1. 目的

海南市において移動販売により日常生活に必要な食料品及び日用雑貨等（以下「日用生活物資」という。）の購入支援を行う事業者に対し、移動販売車の購入等に要する費用の一部を補助することにより、日用生活物資の買物が困難又は不便な状況に置かれている者（以下「買物弱者」という。）の利便性を確保することを目的とします。

2. 補助対象者

補助金の交付を受けようとする者は、法人又は個人事業主であり、次のすべての要件をみたす必要があります。

- (1) 令和7年度内に、移動販売車の運行を開始できる者
- (2) 市内の買物弱者を主な対象者とした移動販売を5年以上継続し、かつ、1週間につき3日以上移動販売を定期的に行うことができる者
- (3) 巡回するコース及び時間帯等について、あらかじめ市と協議し、調整することができる者

※下津町地域で移動販売を実施していただく方が対象です。

- (4) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他の関係法令を遵守している者
- (5) 市税を滞納していない者

ただし、次のいずれかに該当する者は補助対象者になることができません。

- (1) 調理又は加工した食品の販売のみを行う者（キッチンカーなど）
- (2) 特定の世帯又は施設を訪問しての販売又は配達のみを行う者
- (3) 販売品のうち日用生活物資以外の品が2分の1以上を占める者
- (4) 海南市暴力団排除条例（平成23年海南市条例第14号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等
- (5) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体
- (6) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体

3. 補助対象経費

- (1) 移動販売車を購入する場合
車両本体費用（ラッピング費用を含む。）並びに陳列棚、冷蔵設備、什器、放送設備及び電気設備その他の設備の購入に要する費用
- (2) 移動販売車への改造等の場合
陳列棚、冷蔵設備、什器、放送設備及び電気設備その他の設備の設置等に要する費用

4. 採択事業者数

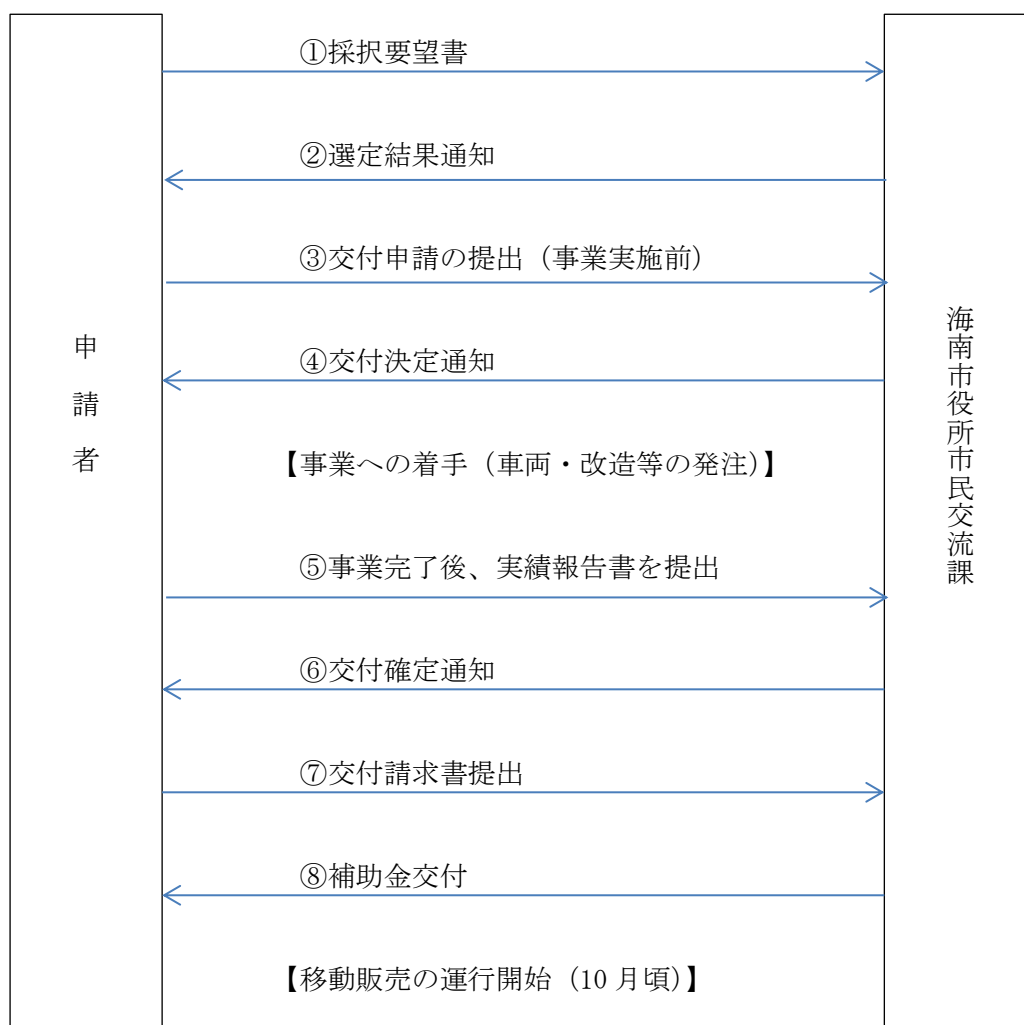
1 事業者

5. 補助限度額及び補助率等

(1) 補助限度額 150 万円

(2) 補助率 2 分の 1 以内 (1,000 円未満は切り捨て)

6. 事業（手続き）の流れ



※事業完了とは、移動販売車の登録又は改造等が完了した日（事業を開始する日）を指します。

7. 採択要望書受付期間

令和7年7月1日（火）午前9時 ～ 7月18日（金）午後5時まで

※要望書の提出を検討されている方は、必ず事前に相談してください。

8. 採択要望時の提出書類

補助事業の採択を要望する者は次の書類を提出してください。

☐ 採択要望書（別添要望書）

☐ 移動販売事業計画書（別添計画書）

☐ 事業事前審査シート（別添審査シート）

☐ 過去2年間の経営状況が確認できる書類（法人：決算書、個人事業主：所得税青色申告決算書 等）の写し

※創業1年未満で決算書の提出ができない事業者については、事業計画書、収支予算書、直近の試算表（ある場合）を提出してください。

☐ 会社概要が確認できる書類

9. 提出方法

市民交流課への持参、郵送または電子メールで提出するものとします。郵送の場合、一般書留または簡易書留郵便とします。

いずれの提出方法についても、受付期間内に必着とします。

10. 交付対象事業者の選定方法

採択要望時の提出書類により書類審査を行います。事業計画や実績等の項目について審査し、総合的に判断します。

＜審査項目＞

①計画の有効性（地域住民の生活に必要な品物をどの程度販売できるか、どの程度買い物弱者対策効果が見込めるか、どの程度買い物困難地域をカバーできるか等）

②計画の実現可能性（これまでの実績等）

③事業継続の可能性（運営体制に無理がないか、不測の事態〈専属担当者の病気、事故等〉にどう対応するか等）

※応募者が1事業者のみである場合も、提出書類による書類審査を行います。なお、一定基準に達していないと判断される場合は、採択事業者として選定しません。

※選定方法、審査内容および審査結果等の審査に関する異議申し立ては受理しません。

11. 選定結果の通知

令和 7 年 7 月下旬頃に選定結果を通知する予定です。

12. 申請時の提出書類

選定の結果、採択された事業者は、次の申請書類を提出する必要があります。

- ☐ 補助金交付申請書（別添様式第 1 号）
- ☐ 移動販売事業計画書（採択要望書提出時と同じもの）
- ☐ 移動販売車の購入又は移動販売車への改造等に要する費用がわかるもの（見積書）
- ☐ 移動販売車の完成イメージまたは同型の既存車両の写真（移動販売車を購入する場合）
- ☐ 改造又は改良前の移動販売車の写真（移動販売車を改造又は改良する場合）
- ☐ 市税の完納証明書（最新のもの）
- ☐ 保健所への届出書類の写し
- ☐ 誓約書（別添誓約書）

13. 補助金交付決定の取り消し・補助金の返還

次のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。

- ・ 補助金の交付を受けた日の翌日から起算して 5 年が経過するまでに、下津町地域内での移動販売の実施頻度が 1 週間につき 3 日を下回ったとき
- ・ 補助金を補助事業以外に使用したとき
- ・ 不正な方法により補助金の交付を受けたとき
- ・ 補助事業の実施方法が適正でないとき
- ・ 他の補助金等と重複して補助金の交付を受けたとき
- ・ 補助事業による取得財産を法定耐用年数を待たずに廃棄したとき
※（例）軽トラック…法定耐用年数 4 年
- ・ 補助事業による取得財産をその目的に反して譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供したとき
- ・ その他、本補助金にかかる条件や規定に違反したとき

14. その他留意事項

- ・ 本補助金は、今年度内に下津町地域での移動販売の開始を前提としています。車両の購入、改造、支払いが完了している場合であっても、年度内に移動販売車を運行する必要があります。

- ・移動販売を行ったことを確認できる資料を、交付決定を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管し、市から求められたときは、速やかに提出する必要があります。
- ・補助事業の変更又は中止若しくは廃止をしようとするときは、市の承認を受ける必要があります。
- ・本募集要領のほか、海南市移動販売導入支援事業補助金交付要綱をよくご理解の上、ご応募いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

海南市役所市民交流課

TEL : 073-483-8455 FAX : 073-482-0099

Mail : siminkoryu@city.kainan.lg.jp